

やまびこバス石谷線

《時刻表》

平成19年5月1日改正

【匹見方面】

便名	中村	谷口	大津	土井ノ原	能登集会所	能登口	下農協前	澄川橋	持三郎	都谷	切梨	広瀬	新田	和又橋	落合	諏訪橋	保健センター前	総合支所前	匹見峡温泉	運行月
1	7:32	7:55	7:57	8:00	8:08	8:14	8:15	8:16	8:18	8:20	8:23	8:25	8:27	8:28	8:31	8:34	8:35	8:36	8:39	通年
2	12:36	12:59	13:01	13:04	13:12	13:18	13:19	13:20	13:22	13:24	13:27	13:29	13:31	13:32	13:35	13:38	13:39	13:40	13:43	通年
3	15:50	16:13	16:15	16:18	—	16:20	16:21	16:22	16:24	16:26	16:29	16:31	16:33	16:34	16:37	16:40	16:41	16:42	16:45	通年
4	18:26	18:49	18:51	18:54	—	18:56	18:57	18:58	19:00	19:02	19:05	19:07	19:09	19:10	19:13	19:16	19:17	19:18	19:21	1月～3月、10月～12月
5	19:28	19:51	19:53	19:56	—	19:58	19:59	20:00	20:02	20:04	20:07	20:09	20:11	20:12	20:15	20:18	20:19	20:20	20:23	4月～9月

【石谷方面】

便名	匹見峡温泉	総合支所前	保健センター前	諏訪橋	落合	和又橋	新田	広瀬	切梨	都谷	持三郎	澄川橋	下農協前	能登口	能登集会所	土井ノ原	大津	谷口	中村	運行月
6	6:42	6:45	6:46	6:47	6:50	6:53	6:54	6:56	6:58	7:01	7:03	7:05	7:06	7:07	—	7:09	7:12	7:14	7:32	通年
7	11:29	11:32	11:33	11:34	11:37	11:40	11:41	11:43	11:45	11:48	11:50	11:52	11:53	11:54	12:00	12:08	12:11	12:13	12:36	通年
8	14:43	14:46	14:47	14:48	14:51	14:54	14:55	14:57	14:59	15:02	15:04	15:06	15:07	15:08	15:14	15:22	15:25	15:27	15:50	通年
9	17:19	17:22	17:23	17:24	17:27	17:30	17:31	17:33	17:35	17:38	17:40	17:42	17:43	17:44	17:50	17:58	18:01	18:03	18:26	1月～3月、10月～12月
10	18:21	18:24	18:25	18:26	18:29	18:32	18:33	18:35	18:37	18:40	18:42	18:44	18:45	18:46	18:52	19:00	19:03	19:05	19:28	4月～9月

《運賃表》

令和2年4月1日改正

	中村	谷口	大津	土井ノ原	能登集会所	能登口	下農協前	澄川橋	持三郎	都谷	切梨	広瀬	和又橋	新田	落合	諏訪橋	保健センタ	総合支所前	匹見峡温泉		
中村	100	200	380	520	430	480	480	520	570	650	680	760	760	850	930	930	930	960	960		
谷口		100	280	420	330	380	380	420	470	550	580	660	660	750	800	830	830	850	850		
大津			170	320	230	280	280	320	370	450	480	560	560	650	700	730	730	750	750		
土井ノ原				260	160	190	190	230	280	370	400	470	470	580	630	660	660	680	680		
能登集会所					100	270	270	280	330	430	460	530	530	630	690	720	720	740	740		
能登口						160	160	170	230	330	360	430	430	530	590	620	620	640	640		
下農協前							160	160	190	290	320	390	390	490	560	580	580	620	620		
澄川橋								160	170	290	320	390	390	490	560	580	580	610	610		
持三郎									160	240	280	350	350	450	510	540	540	570	570		
都谷										190	230	310	310	410	470	500	500	520	520		
切梨											160	200	200	320	380	410	410	430	430		
広瀬												160	160	290	350	380	410	410	430		
和又橋													150	230	310	310	310	350	350		
新田														210	280	310	310	340	340		
落合															160	190	190	230	230		
諏訪橋																160	160	160	160		
保健センタ																	100	100	100		
総合支所前																				160	
匹見峡温泉																					160

備考

- 1 本表は、大人(12歳以上)の運賃表である。
- 2 小人(4歳以上12歳未満)は、大人の半額とする。
- 3 幼児(4歳未満)は、無賃とする。ただし、次の場合は小人として取り扱う。
 (1)乗車券を所持している保護者に同伴されている場合でも、1人を越えた幼児に対しては小人1人分の料金とする。
 (2)乗車券を所持している保護者に同伴されていない幼児
- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を提示した者で、当該手帳に記載された区分が第1種障害者に該当するものは本人及び介護者を半額、第2種障害者に該当するものは本人のみ半額とする。
- 5 療育手帳制度要綱(療育手帳制度について(昭和48年発見第156号厚生事務次官通知))第4の2の規定により交付を受けた療育手帳を提示した者は、半額とする。
- 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を提示した者は、半額とする。
- 7 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定により交付を受けた戦傷病者手帳を提示した者は、半額とする。
- 8 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者で、当該施設長の発行する養護又は保護を受けていることを証する書類を提示したものは、半額とする。
- 9 10円未満の端数は、四捨五入する。
- 10 回数券を購入する場合は、10枚毎に1枚の無償券を添付する。